内閣衆質一四〇第二六号

平成九年六月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員家西悟君提出防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員家西悟君提出防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛大学校、 防衛研究所、 自衛隊の学校等において、 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) 第百

条の二の規定に基づき実施している外国人留学生に対する受託教育は、我が国と留学生派遣国との間 の相

互理解や友好親善を増進する目的で設けられた制度であり、このような目的に沿って外国人留学生を受け

入れることは、 我が国の防衛政策及び自衛隊の実態などに対する理解を深めることに寄与するものと考え

ている。

今後ともこのような考え方に基づき、外国人留学生を受け入れてまいりたい。